

「基本プラン」供給要件（詳細）

1 新規立地企業及び経営拡大企業（電力量料金単価を10%低減）

供給要件		供給要件の判定(供給要件を満たす場合は○)			供給要件番号
供給対象箇所における業種等の条件(※1)	具体的な条件(いずれかの条件を満たすこと。)	低圧受電	高圧受電	特別高圧受電	
山梨県産業集積促進助成金の対象業種であること。 【対象業種】 ・製造業 ・試験研究所(※2) ・バイオテクノロジー利用産業(※3) ・物流業(※4) ・データセンター ・情報サービス業 ・インターネット付随サービス業 ・デジタルコンテンツ制作事業(※5)	・新たな事業所の設置(山梨県内における事業所の移転を除き、製造業を創業(第二創業)する場合を含む。) ※2021年4月1日以降の設置を対象とする。	×	○	○	(新規立地企業) 110 (経営拡大企業) 211
	・売上高の10%以上又は1億円以上の設備投資 ※設備投資額は、2019年4月1日以降の累積とするが、2021年4月1日以降の設備投資も必ず含まれること。				212
山梨県産業集積促進助成金の対象となる「本社機能の移転等」であること。 (※6)	・新たな事業所の設置(山梨県内における事業所の移転を除く。) ※2021年4月1日以降の設置を対象とする。	×	○	○	(新規立地企業) 120 (経営拡大企業) 221
	・売上高の10%以上又は1億円以上の事業拡大 ※事業拡大費用は、2019年4月1日以降の累積とするが、2021年4月1日以降の事業拡大費用も必ず含まれること。				222
既存の事業所を活用して、製造業を創業(第二創業)する場合(※7)	・1千万円以上の設備投資 ※2021年4月1日以降の創業を対象とする。	×	○	○	231
「経営革新計画」の承認を受けた場合(※8)	・新たな事業所の設置(山梨県内における事業所の移転を除く。) ※2019年4月1日以降に承認を受け、2021年4月1日以降の設置を対象とする。	×	○	○	(新規立地企業) 140 (経営拡大企業) 241
	・売上高の10%以上又は1千万円以上の設備投資 ※2019年4月1日以降に承認を受け、2021年4月1日以降の設備投資も必ず含まれること。				242
モモの光センサー選果機を導入する共同出荷施設	・新たに共同出荷施設を設置し、モモの光センサー選果機を導入 ※2021年4月1日以降の設置を対象とする。	×	○	○	(新規立地企業) 150 (経営拡大企業) 251
	・モモの光センサー選果機を新設又は増設 ※2021年4月1日以降の新設又は増設を対象とする。				252
やまなし陸上養殖協議会の特産品開発グループが養殖を行う生産施設	・新たに生産施設を設置して陸上養殖事業を実施 ※2021年4月1日以降の実施を対象とする。	×	○	○	(新規立地企業) 160 (経営拡大企業) 261
	・既存の施設を活用して陸上養殖事業を実施 ※2021年4月1日以降の実施を対象とする。				262
新築・増改築を行う旅館・ホテル業(※9)	・旅館・ホテル等の新築 ※2021年4月1日以降の新築を対象とする。	×	○	○	(新規立地企業) 170 (経営拡大企業) 271
	・旅館・ホテル等の増改築(延べ床面積が10%以上増加又は売上高の10%以上若しくは5千万円以上の設備投資) ※各条件の対象は、2019年4月1日以降の累積とするが、2021年4月1日以降の実施分も必ず含まれること。				272
農畜産物生産施設(※10) (ただし、契約種別が「農事用電力」であるものは対象外とする。)	・新たな事業所の設置(山梨県内における事業所の移転を除く。) ※2021年4月1日以降の設置を対象とする。	×	○	○	(新規立地企業) 180 (経営拡大企業) 281
	・売上高の10%以上又は1千万円以上の設備投資 ※設備投資額は、2019年4月1日以降の累積とするが、2021年4月1日以降の設備投資も必ず含まれること。				282

2 既存企業（電力量料金単価を5%低減）

供給要件		供給要件の判定(供給要件を満たす場合は○)			供給要件番号
供給対象箇所における業種等の条件(※1)		低圧受電	高圧受電	特別高圧受電	
製造業		×	○	×	310
農畜産物生産施設(※10) (ただし、契約種別が「農事用電力」であるものは対象外とする。)		×	○	×	320
物流業(※4)		×	○	×	340
旅館・ホテル業(※9)		×	○	×	350
小売業		×	○	×	410
飲食店(※11)		×	○	×	420
生活関連サービス業(※12)		×	○	×	430
病院・介護施設(※13)		×	○	×	440
その他(※14)		×	○	×	450

※1 「業種」は、この供給要件(詳細)に特段の定めがある場合を除き、日本標準産業分類によるものとするが、以下について留意のこと。
 ・中分類の各業種では、その事業所が、「主として管理事務を行う本社等」「その他の管理、補助的経済活動を行う事業所」も同業種に含むこととしている。
 ・大分類「製造業」では、「自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず小売業に分類される」としているが、あくまで製造が中心である場合は、「製造業」として扱うこととする。この場合は、根拠となる資料を提出すること。
 ※2 「試験研究所」とは、自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究を行う施設で、日本標準産業分類に掲げる学術・開発研究機関のうち自然科学研究所に分類され、かつ、独立した施設と認められるものをいう。
 ※3 「バイオテクノロジー利用産業」とは、生物の持つ働きを利用し、人間の生活に役立たせる技術を利用する産業をいう。
 ※4 「物流業」とは、商品の輸送・保管・包装などの事業をいい、日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。
 ※5 「デジタルコンテンツ制作事業」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第2条第1項に規定するもののうち、デジタル形式のものを制作する事業をいう。
 ※6 地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」について山梨県知事の認定を受けた者が、当該計画に基づく本社オフィス、研究・研修施設等を県内に設置又は拡充する場合に対象とする。
 ※7 既存の事業所を活用して製造業を創業(第二創業)する場合は、個別に協議すること。
 ※8 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)に基づく経営革新計画について、山梨県知事等から承認を受けたものを対象とする。
 ※9 「旅館・ホテル業」とは、日本標準産業分類の中分類「宿泊業」に分類され、旅館業法(昭和23年法律第138号)の適用を受けるもののうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規制を受けないものをいう。
 ※10 「農畜産物生産施設等」とは、原則として、日本標準産業分類の中分類「農業」に分類される、植物工場、野菜・花き栽培施設、鶏卵工場等畜産施設等をいう。
 ※11 「飲食店」とは、日本標準産業分類の中分類「飲食店」に分類され、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規制を受けないものをいう。
 ※12 「生活関連サービス業」とは、日本標準産業分類の中分類「洗濯・理容・美容・浴場業」に分類され、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規制を受けないものをいう。
 ※13 「病院・介護施設」とは、日本標準産業分類の中分類「医療業」「介護事業」に分類され、国及び地方公共団体等の公共法人は除く。
 ※14 その他とは、日本標準産業分類の中分類「廃棄物処理業」「自動車整備業」「機械等修理業」「その他の修理業」をいう。
 ※15 新たな事業所を賃借により設置する場合は、個別に協議すること。